

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、自ら政見を録音し又は録画することができる候補者の範囲を限定せず、日本放送協会及び民間基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。

(第百五十条第一項関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。